

第4回定期総会議事録

1、日時	令和2年4月6日(月)
2、場所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員、20名(國分、前田、橋本(勅)、宮瀬、黒土、奥、今井、武本、島津、上永、尾家、長谷川、岩淵、北山、高橋、鷹崎、北村、森、長尾(雅)、苅北)
4、欠席委員	なし
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、下山、井上
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	4番義経委員、9番田上委員
福永局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願ひ致します。
中原会長	おはようございます。また、令和2年第4回定期総会をただいまより開催致します。では議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
中原会長	それでは、議事録署名委員を4番義経委員、9番田上委員にお願いします。よろしくお願ひします。
議案審議 議第1号 議長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番から8番について事務局から説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議長	1番から8番について橋本委員に調査報告をお願いします。

<p>1 番（橋本）</p>	<p>1 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するというので、問題ありません。</p> <p>2 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は保全管理するというので、問題ありません。</p> <p>3 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するというので、問題ありません。</p> <p>4 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するというので、問題ありません。</p> <p>5 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するというので、問題ありません。</p> <p>6 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するというので、問題ありません。</p> <p>7 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権を設定するというので、問題ありません。</p> <p>8 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は5条申請をするというので、問題ありません。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま1番から8番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め1番から8番について当委員会は承認と致します。それでは9番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井上）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは9番について坪根委員に調査報告をお願いします。</p>
<p>3 番（坪根）</p>	<p>9 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作とのこととございます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま9番について坪根委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>

議	長	異議なしと認め9番について当委員会は承認と致します。それでは事務局10番について説明をお願いします。
事務局（井上）		議案朗読
議	長	10番について義経委員に調査報告をお願いします。
4番（義経）		10番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は4条申請を行います。審議をお願いします。
議	長	ただいま10番について義経委員より調査報告がありました。異議はございませんか。
全委員		（異議なし）
議	長	異議なしと認め10番について当委員会は承認と致します。それでは事務局11番について説明をお願いします。
事務局（井上）		議案朗読
議	長	それでは11番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番（田畑）		11番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定することでございます。審議をお願いします。
議	長	ただいま11番について田畑委員より調査報告がありました。異議はございませんか。
全委員		（異議なし）
議	長	異議なしと認め11番について当委員会は承認と致します。それでは事務局12番について説明をお願いします。
事務局（井上）		議案朗読
議	長	それでは12番について島津推進委員に調査報告をお願いします。

島津推進委員		1 2 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が3条申請をするとのことでございます。審議をお願いします。
議 長		ただいま1 2 番について島津推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議 長		異議なしと認め1 2 番について当委員会は許可と致します。それでは事務局1 3 番について説明をお願いします。1 3 番の審議に入る前に鷹崎推進委員が会議規則第1 0 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
		(鷹崎推進委員退席)
議 長		それでは事務局1 3 番について説明をお願いします。
事務局 (井上)		議案朗読
議 長		それでは1 3 番について玉麻委員に調査報告をお願いします。
1 3 番 (玉麻)		1 3 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は中間管理機構を通じて貸人が利用権を設定するとのことでございます。審議をお願いします。
議 長		ただいま1 3 番について玉麻委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議 長		異議なしと認め1 3 番について当委員会は許可と致します。鷹崎推進委員は入室をお願いします。
		(鷹崎推進委員着席)
議 長		それでは事務局1 4 番について説明をお願いします。

事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは14番について長尾委員に調査報告をお願いします。
14番（長尾）	14番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定の予定です。審議をお願いします。
議 長	ただいま14番について長尾委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め14番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第2号	農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について
議 長	議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、事務局より報告をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	議第2号について事務局の報告のとおりですが、質疑はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、適当とし、承認と致します。
議案審議 議第3号	空き家バンク付随農地に関する件について
議 長	議第3号空き家バンク付随農地に関する件について、事務局説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読

議	長	事務局からの説明ですが、ご異議ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第3号については、当委員会は承認と致します。
議案審議 議第4号		農用地利用集積計画(案)の利用権設定について
議	長	議第4号農用地利用集積計画(案)の利用権設定に関する件について、事務局よりお願いします。審議に入る前に坪根委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
		(3番坪根委員退席)
議	長	それでは議第4号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、坪根委員に関係する箇所のみ説明をお願いします。
農政振興課 (森下)		(農政振興課 担当 説明)
議	長	ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の坪根委員に関わる利用権設定については承認といたします。坪根委員は入室してください。
		(13番玉麻委員着席)
議	長	続きまして、田上委員は退席をお願いします。
		(9番田上委員退席)
議	長	それでは議第4号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、田上委員に関係する箇所のみ説明をお願いします。

農政振興課 (森下)		(農政振興課 担当 説明)
議 長		ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議 長		異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の田上委員に関わる利用権設定については承認いたします。田上委員は入室してください。
		(9番田上委員着席)
議 長		続きまして玉麻委員は退席をお願いします。
		(13番玉麻委員退席)
議 長		それでは議第4号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、玉麻委員に係る箇所のみ説明をお願いします。
農政振興課 (森下)		(農政振興課 担当 説明)
議 長		ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議 長		異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の玉麻委員に関わる利用権設定については承認いたします。玉麻委員は入室してください。
		(13番玉麻委員着席)
議 長		続きまして、村上委員は退席をお願いします。
		(15番村上委員退席)
議 長		それでは議第4号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、

		<p>に関する箇所のみ説明をお願いします。</p>
農政振興課 (森下)		<p>(農政振興課 担当 説明)</p>
議 長		<p>ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の村上委員に関わる利用権設定については承認といたします。村上委員は入室してください。</p>
		<p>(15番村上委員着席)</p>
議 長		<p>続きまして、高橋推進委員は退席をお願いします。</p>
		<p>(高橋推進委員退席)</p>
議 長		<p>それでは議第4号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、高橋推進委員に関する箇所のみ説明をお願いします。</p>
農政振興課 (森下)		<p>(農政振興課 担当 説明)</p>
議 長		<p>ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の高橋推進委員に関わる利用権設定については承認といたします。高橋推進委員は入室してください。</p>
		<p>(高橋推進委員着席)</p>
議 長		<p>続きまして、鷹崎推進委員は退席をお願いします。</p>



		(鷹崎推進委員退席)
議	長	それでは議第4号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、鷹崎推進委員に係る箇所のみ説明をお願いします。
農政振興課 (森下)		(農政振興課 担当 説明)
議	長	ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の鷹崎推進委員に係る利用権設定については承認いたします。 は入室してください。
		(鷹崎推進委員着席)
議	長	続きまして、川谷推進委員は退席をお願いします。
		(川谷推進委員退席)
議	長	それでは議第4号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、川谷推進委員に係る箇所のみ説明をお願いします。
農政振興課 (森下)		(農政振興課 担当 説明)
議	長	ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の川谷推進委員に係る利用権設定については承認いたします。 は入室してください。
		(川谷推進委員着席)

議 長	<p>続きますして、私が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室します。百留委員、お願いします。</p> <p>(7番中原委員退席)</p>
議長代理 (百留)	<p>それでは議第4号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について中原会長に關係する部分を、農政振興課担当より説明をお願いします。</p>
農政振興課 (森下)	<p>(農政振興課 担当 説明)</p>
議長代理 (百留)	<p>ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の中原会長に關わる利用権設定については承認といたします。中原会長は入室してください。</p> <p>(7番中原委員着席)</p>
議 長	<p>それでは議第4号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について議事参与以外の部分を、農政振興課担当より説明をお願いします。</p>
農政振興課 (森下)	<p>(農政振興課 担当 説明)</p>
議 長	<p>ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議はございませんので農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。続きますして、議第3号農用地利用集積計画(案)の所有権移転の審議に入る前に私が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室します。百留委員、よろしくお願いします。</p> <p>(7番中原委員退席)</p>

議長代理（百留）	議第3号農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 （森下）	（農政振興課 担当 説明）
議長代理（百留）	ただいま農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長代理（百留）	異議なしと認め農用地利用集積計画（案）の所有権移転については承認といたします。中原会長は入室してください。  （7番中原委員着席）
議案審議 議第5号 議 長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について1番から9番について状況の説明をお願いします。審議に入る前に1番の橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。  （橋本委員退席）
議 長	事務局1番の議案についての説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	1番について前田推進委員に調査報告をお願いします。
前田推進委員	（1番の申請地の場所について説明） 持ち主の譲渡人が遠方に居ることにより管理が出来ないため、隣接の農地を管理している譲受人に所有権を移転するものであり、農地取得要件を満たしておりますので別に問題無いと思いますので、審議をお願いします。

議	長	ただいま1番について前田推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め1番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。
		(橋本委員着席)
議	長	2番3番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
		(黒土推進委員退席)
議	長	それでは事務局2番について説明をお願い致します。
事務局(井上)		議案朗読
議	長	2番について植山委員に調査報告をお願いします。
5番(植山)		(2番の申請地の場所について説明) 譲渡人が農業を辞めるため、譲受人に一括全部受け渡すことになり、売買と成りました。譲受人は、取得要件を満たしており問題ないと思われれます。審議をお願いします。
議	長	ただいま2番について植山委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め2番について当委員会は許可と致します。それでは事務局3番について説明をお願いします。
事務局(井上)		議案朗読
議	長	それでは3番について義経委員に調査報告をお願いします。

4番（義経）	（3番の申請地の場所について説明） 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。
議長	ただいま3番について義経委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。黒土推進委員は入室をお願いします。  （黒土推進委員着席）
議長	それでは事務局4番について説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議長	4番について義経委員に調査報告をお願いします。
4番（義経）	（4番の申請地の場所について説明） 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。
議長	ただいま4番について義経委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め4番について当委員会は許可と致します。それでは事務局5番について説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議長	それでは5番について植山委員に調査報告をお願いします。
5番（植山）	（5番の申請地の場所について説明）

		<p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま5番について植山委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め5番を当委員会は許可と致します。6番の審議に入る前に奥推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p>
		<p>(奥推進委員退席)</p>
議	長	<p>それでは事務局6番について説明をお願いします。</p>
事務局(井上)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>それでは6番について植山委員に調査報告をお願いします。</p>
5番(植山)		<p>(6番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており問題ありません。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま6番について植山委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め6番について当委員会は許可と致します。奥推進委員は入室をお願いします。</p>
全委員		<p>(奥推進委員着席)</p>
議	長	<p>7番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p>
		<p>(橋本委員退席)</p>

議 長	それでは事務局 7 番について説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは 7 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番 (田畑)	(7 番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており問題ありません。審議をお願いします。
議 長	ただいま 7 番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め 7 番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。
	(橋本委員着席)
議 長	それでは事務局 8 番について説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは 8 番について島津推進委員に調査報告をお願いします。
島津推進委員	(8 番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており問題ありません。審議をお願いします。
議 長	ただいま 8 番について島津推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め 8 番について当委員会は許可と致します。それでは事務局 9 番について説明をお願いします。

事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは9番について上永推進委員に調査報告をお願いします。
上永推進委員	（9番の申請地の場所について説明） 双方確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており問題ありません。審議をお願いします。
議 長	ただいま9番について上永推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め9番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第6号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議題6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局1番から説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	1番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1番（橋本）	（1番の申請地の場所について説明） 転用目的は貸駐車場用地です。三方は、宅地に囲まれた土地で周辺の農地に与える影響被害はないものと考えます。審議をお願いします。
議 長	ただいま1番について橋本委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め1番について当委員会は許可と致します。それでは事務局2番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読



議 長	2番について義経委員に調査報告をお願いします。
4番（義経）	（2番の申請地の場所について説明） 転用目的は宅地敷地拡張用地です。隣接地に子どもが家を建築する予定で調べたところ、その土地が許可なくそのような状況になっていたため今回始末書も添付していますので宅地拡張用地として、審議をお願いします。
議 長	ただいま2番について義経委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め2番について当委員会は許可と致します。それでは事務局3番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは3番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番（田畑）	（3番の申請地の場所について説明） 転用目的は宅地敷地拡張用地です。道路拡張のため宅地敷地拡張用地です。この物件は今回始末書も添付していますので宅地拡張用地として、審議をお願いします。
議 長	ただいま3番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第7号 議 長	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局1番から3番まで説明をお願いします。

<p>事務局（中春） 議 長</p>	<p>議案朗読 1 番から 3 番について國分推進委員に調査報告をお願いします。</p>
<p>國分推進委員</p>	<p>（1 番の申請地の場所について説明） 転用目的は宅地分譲用地（1 区画）です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水は隣接水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。</p> <p>（2 番の申請地の場所について説明） 転用目的は宅地分譲用地（5 区画）です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水は隣接水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。</p> <p>（3 番の申請地の場所について説明） 転用目的は賃貸共同住宅用地（2 棟）です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水は隣接水路に放流します。境界もはっきりしており、3 件とも周辺の農地に与える影響は特にないものと考えます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま 1 番から 3 番について國分推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め 1 番から 3 番について当委員会は許可と致します。それでは事務局 4 番について説明をお願いします。</p>
<p>事務局（中春） 議 長</p>	<p>議案朗読 4 番について高倉委員に調査報告をお願いします。</p>
<p>2 番（高倉）</p>	<p>（4 番の申請地の場所について説明） 転用目的は賃貸戸建住宅用地（5 棟）です。雨水は前面の道路側溝に放流し、生活排水についても合併処理浄化槽で処理後、前面の道路側溝に放流します。周辺の農地に与える影響は特にないものと考えます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま 4 番について高倉委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め4番について当委員会は許可と致します。それでは事務局5番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	5番について義経委員に調査報告をお願いします。
4番(義経)	(5番の申請地の場所について説明) 転用目的は太陽光発電施設用地です。雨水排水については、自然浸透と申請地の真中に水路を設け、隣接の太陽光発電施設用地の側溝を利用する予定です。太陽光を施工するサニックスが管理をする予定です。特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議長	ただいま5番について義経委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め5番について当委員会は許可と致します。それでは事務局6番から9番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	6番から9番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番(田畑)	(6番の申請地の場所について説明) 転用目的は宅地敷地拡張用地です。雨水排水は、自然浸透及び隣接宅地内で処理するので、周囲の農地に影響はありません。審議をお願いします。 (7番の申請地の場所について説明) 転用目的は農家住宅用地です。生活排水は、合併浄化槽で処理し雨水と共に東側の道路側溝へ放流するので周囲の農地に影響はありません。審議をお願いします。 (8番の申請地の場所について説明) 転用目的は貸介護福祉施設用地です、生活排水は、合併浄化槽で処理

		<p>し隣接の道路側溝へ放流し雨水排水等は、隣接の用水路にするので、周囲の農地に影響はありません。審議をお願いします。</p> <p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は太陽光発電施設用地です。雨水排水は、自然浸透及び隣接ため池に放流するので、周囲の農地に影響はありません。以上、審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま6番から9番について田畑委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		(異議なし)
議	長	<p>異議なしと認め6番から9番について当委員会は許可と致します。</p>
議案審議 議第8号 議	長	<p>非農地証明に関する件について</p> <p>議第8号の非農地証明願に関する件について1番から4番まで事務局説明をお願いします。</p>
事務局(井上)		議案朗読
議	長	<p>ただいま非農地証明願に関する件について1番～4番まで事務局より説明がございましたが異議はございませんか。</p>
全委員		(異議なし)
議	長	<p>異議なしと認め非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。</p>
議案審議 議第9号 議	長	<p>その他議案に関する件について</p> <p>議題9号その他に関する件について事務局説明をお願いします。</p>
福永局長		(別紙議案のとおり)
議	長	<p>はい、それでは総括を進めたいと思います。農業委員会法に関する法</p>

律6条の1の規定に基づく事務の審議について

議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について当委員会は許可といたします。

議第2号、農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について当委員会は承認といたします。

議第3号、空き家バンク付随農地に関する件について当委員会は承認といたします。

議題4号、農地利用集積計画（案）について当委員会は承認といたします。

議題5号、農地法第3条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議題6号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議題7号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議題8号、非農地証明願に関する件について当委員会は承認といたします。

以上でございます。長い間審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、第4回定期総会を閉会いたします。